

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	固定資産税・都市計画税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
笛吹市は、固定資産税・都市計画税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	固定資産税・都市計画税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名
笛吹市長

公表日
令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税・都市計画税関係事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による固定資産税（都市計画税を含む）の賦課並びに地方税に関する調査に関する事務を行っている。当市においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 固定資産税・都市計画税の還付金が生じ、納税者等から公金受取口座の利用希望がある場合は、収納管理システムから情報提供ネットワークシステムを通じて「口座情報登録システム」から受領し、当該口座に還付金を還付する。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。 ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方税共同機構を経由し、受領する。（地方税法第383条 等） ③固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。（地方税法第364条 等） ④天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。（地方税法第367条 等） ⑤固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書を交付する。（地方税法第382条の3） ⑥決定された固定資産の価格等を納税者の縦覧に供する。（地方税法第416条） ⑦価格に関する審査の申出の受付を行う。（地方税法第432条） ⑧納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。 ⑨納付額が課税額より多い場合は過納額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑩納税者からの納税証明書交付申請書の受け付け確認を行う。 ⑪⑩にかかる納税証明書を納税者に交付する。 ⑫納税者からの納付がない場合や納税額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑬督促した納税者から納付が無い場合や、納税額が課税額より少ない場合は滞納整理を行う。
③システムの名称	固定資産税システム、家屋評価システム、地図情報システム、収納管理システム、滞納整理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税（都市計画税）課税台帳ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表24の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 公金受取口座登録法施行規則第2条第7号、第45号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表48の項) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条第1号、第10号、第24号 公金受取口座登録法第9条 〈情報提供の根拠〉 なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課、収税課
②所属長の役職名	税務課長、収税課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 TEL055(262)4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部809番地1 笛吹市役所総務部税務課、収税課TEL055(262)4111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------	--

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------	---

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと、また申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすることで、リスク対策としている。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査

[○] 内部監査

[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分にやっている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
---------------------	--

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[	]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---	---	---

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	税務課長 水谷 和彦、収税課長 返田 典雄	税務課長 返田 清美、収税課長 市川 要司	事後	
平成31年4月1日	I. 5. ①	総務部税務課	総務部税務課、収税課	事後	
平成31年4月1日	I. 5. ②	税務課長 返田 清美、収税課長 市川 要司	税務課長、収税課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報	番号利用法第19条7号	番号利用法第19条8号	事前	
令和5年6月15日	I. 1. ②	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による固定資産税（都市計画税を含む）の賦課並びに地方税に関する調査に関する事務を行っている。当市においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 （以下、記載変更が無いため略）	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による固定資産税（都市計画税を含む）の賦課並びに地方税に関する調査に関する事務を行っている。当市においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 固定資産税・都市計画税の還付金が生じ、納税者等から公金受取口座の利用希望がある場合は、収納管理システムから情報提供ネットワークシステムを通じて「口座情報登録システム」から受領し、当該口座に還付金を還付する。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 （以下、記載変更が無いため略）	事前	
令和5年6月15日	I. 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項（別表第一 16の項） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（第5号）第16条	番号法第9条第1項（別表第一 16の項） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（第5号）第16条 公金受取口座登録法施行規則第2条第7号、第45号	事前	
令和5年6月15日	I. 4. ②法令上の根拠	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号（別表第二27の項） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第7号）第20条 〈情報提供の根拠〉 なし	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号（別表第二27の項） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第7号）第20条 公金受取口座登録法第9条 〈情報提供の根拠〉 なし	事前	

[illegible]